

令和7年9月2日
岩手地方最低賃金審議会
事務局：岩手労働局労働基準部賃金室
電 話：019-604-3008

岩手地方最低賃金審議会の開催について

標記の会議を下記のとおり開催いたします。
傍聴を希望される方は、下記5の募集要領によりお申し込みください。

記

- 1 日 時 令和7年9月16日(火) 午前10時
- 2 場 所 盛岡第2合同庁舎3階共用会議室
- 3 議 題 岩手県最低賃金の改正決定に係る異議の申出について
特定（産業別）最低賃金改正決定の必要性の有無について ほか
- 4 傍 聴 者 6名以内
- 5 募集要領
 - (1) 傍聴希望者は、傍聴希望者ごとに住所、氏名及び電話番号を御記入の上、はがき等で下記の宛先までお申し込みください。
お申し込み締切日は、令和7年9月9日（火）（必着）です。

はがきの場合：〒020-8522
盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15
盛岡第2合同庁舎5階
岩手労働局労働基準部賃金室 宛
 - (2) 会場の収容人数に限りがございますので、希望者多数の場合には抽選といたします。抽選の結果、当選された方に対しては、後日はがきにより連絡いたしますので、当日は必ずそのはがきを持参してください。
 - (3) 当日は、審議会の開始10分前までにお越し下さい。審議会の開始後の入室は認められませんので御注意ください。
なお、事前に御応募いただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることがわかるものをお持ちください。
- 6 その他
 - (1) 傍聴される場合には、別添の遵守事項を厳守してください。
 - (2) 車椅子をお使いになられる方は、その旨お申し込みの際にお書き添えください。
また、介助の方がいらっしゃる場合は、その方の氏名も併せてお書き添えください。

審議会傍聴に当たっての遵守事項

- 1 傍聴整理券番号と同じ番号の席に着き、みだりに自席を離れないようにしてください。
- 2 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることはできません。
- 3 携帯電話、時計のアラーム等の音の出る機器は、音が出ないようにスイッチを必ず切ってください。
- 4 写真撮影やビデオカメラ・レコーダー等の使用はご遠慮ください。
- 5 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 6 審議における言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできません。
- 7 プラカード、こん棒、旗、旗ざお、のぼり、横断幕、拡声器等審議の進行を妨げるおそれのあるものは会場には持ち込めません。
- 8 ヘルメット、はちまき、ゼッケン、腕章等は会場では着用しないでください。
- 9 銃刀類その他の危険なものをもっている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りいたします。
- 10 その他、会長及び審議会事務局職員の指示に従うようお願いします。

なお、上記の各事項に反する行為を行う者については、会長は、その者を退場させることがあります。